令和5年(あ)第479号 準強制わいせつ被告事件

# 被告人上告趣意書

令和5年7月1日

最高裁判所第三小法廷 御中

頭書事件について、被告人の上告の趣意は別紙のとおりである。

#### 別紙

以下の事情からすれば、原判決には事実誤認の違法があるので、破棄されるべきである。

最終陳述で私が無罪と考えている理由を具体的に説明しましたが、一審の判決文で何ら 触れることなく無視されていたことから、控訴趣意書で次の内容をお願いしました。

「不合理な弁解に終始し、反省の態度が全く見られず、何ら慰謝の措置も講じていないと判決文に述べられていますが、どの部分がどのように不合理なのかを明確に説明していただくようにお願い申し上げます。なぜなら、無罪と考えている理由を最終陳述で具体的に説明しているにもかかわらず、それらが無視されている形となっており、これらに対して何ら合理的な説明がなく、抗拒不能の状態・同意の誤信は発生しないと強引に主張している形で、何を反省して謝罪しなければならないのかが理解できない状況です。換言すれば、これらの無罪と考えている理由に対し、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで反証していただき、被告の主張は不合理と公平な目を持つ第三者の誰もが理解すると私自身も理解できるなら、原告女性に謝罪することをお約束します。」

しかしながら、控訴審の原判決も、「その他、弁護人及び被告人が種々主張するところに 照らし、原審記録を調査しても、原判決が、準強制わいせつを認めたことは正当」とだけ述 べ、私が無罪と考えている理由・根拠に対して一切の合理的な反証を避けている状況です。 ですので、一審及び原判決の内容にも具体的に触れながら、私が無罪と考えている理由・ 根拠、すなわち、事実誤認が発生している内容について再度詳細に説明致します。

#### 1.真摯な姿勢で裁判に臨んでいないことを明白に証明する原告女性の新たな虚偽証言

事実誤認している判決内容を指摘する前に、民事訴訟における原告女性のあり得ない虚偽証言について説明します。これまでも繰り返し指摘してきたように、原告女性の言動には不自然で矛盾した点が無数にあり、このような状況は、常識的に考えて、嘘の話を場面・場面で作っていなければ絶対に発生しません。それが間違いではなく、原告女性が真摯な姿勢で裁判に臨んでいないと明白に証明するのが民事訴訟でのこの虚偽証言です。新たな証拠を受け付けないのが慣例かもしれませんが、「絶対に冤罪を生み出してはならない」という大原則に基づき、これを証拠として採用しないのは著しく正義に反するはずです。

#### 1-1 知っているのに「不知」という虚偽証言を行って真実を隠した原告女性

民事訴訟の令和4年(ワ)第2633号において、「被告の氏名・住所を知ることができたのは不起訴処分となった令和元年9月26日以降であり、時効は完成していない」との主張に対し、私はその反証の1つとして、「駐車場での待ち合わせに関するメールを原告女性に送信し、その中に被告の名前を記載するとともに、駐車場に到着した際に連絡をくれるようにと携帯の電話番号も記載している」と説明したところ、原告準備書面(2)において、

「被告が、美容サロンの予約サイトを通じて原告からアロママッサージの予約を受け付けた後、原告に対してメールを送ったこと及びその中に被告の名前と携帯電話の番号を記載していたことは不知」と説明しており、明らかに事実をごまかそうとする悪意の偽証です。

### \*被害者尋問では私が説明している通りに証言していた原告女性

なぜなら、刑事訴訟の被害者尋問での証言を振り返ると、予約後の状況説明として、「被告人から返信が来ました」

「自分の車で行きました」「お店の近くのコインパーキングまで行きました」

「被告人に電話しました」「着きましたと連絡しました」

「じゃあ、今から迎えに行きますっておっしゃっていました」

と正に私が説明している通りの状況を原告女性は証言していたのです。すなわち、知っているにもかかわらず、「不知=そんなこと知らない」と嘘を付いて事実を隠しているのです。

#### \*裁判の場でこのようなあり得ない虚偽証言が発生した理由

原告女性の言動には不自然で矛盾した点が無数に発生していると一審でも二審でも指摘してきましたが、原告女性はあまりにも多くの嘘を付いているため、どんな嘘を付いたのか・何を正直に話したのかを覚え切れていない状況が発生していると推認できます。すなわち、この件を被害者尋問で話したことも忘れていたため、「そんなこと知らないとここでもごまかそう」と考えたからこそ発生した虚偽証言と誰もが合理的に推認できるはずです。

#### \*悪意に満ちた動機で取り組んでいることを示唆する犯罪者心理から生まれた虚偽証言

裁判で真実を正直に訴えかけて被告の有罪を証明するのが原告です。そして、裁判で嘘を付いたり黙秘権を行使するのは、犯人が有罪を示す証拠を隠したい時に使う行動で、原告がそのような行動を取ることはあり得ず、原告が「犯人」であることを示唆する証拠です。

換言すれば、このような虚偽証言は、事実をごまかそうとする犯罪者心理から生まれた虚 偽証言と経験則から推認でき、「何としてでもお金をだまし取ってやろう」といった悪意に満ち た動機で取り組んでいなければ絶対に発生しないということです。

#### \*黙秘権を行使するかのように一切説明することなく逃げている原告女性

そして、この偽証について私から指摘を受けたにもかかわらず、黙秘権を行使するかのように一切の説明を避けて逃げていることからも、真摯な姿勢で裁判に臨んでいないと何の疑いもなく理解でき、原告女性の証言は全く信用できないと通常人の誰もが感じるはずです。

#### 1-2 裁判における一番大切なルール

「絶対に嘘を付いてはならない・正直でなければならない」というのが裁判における一番大切なルールと私は捉えていますが、この理解は間違っているでしょうか?

犯人だけは嘘を付くかもしれませんし、ある意味、それが普通に発生していることかもしれません。しかしながら、原告や証人だけでなく、検察官や裁判官も含め犯人以外の人はすべて、絶対に嘘を付いてはならず、正直でなければないはずです。そうでないと真実が見えなくなってしまい、裁判として成り立たなくなります。そして、原告の虚偽主張に基づいて有罪判決を下せば、裁判の大原則に反する冤罪を間違いなく生み出すことになります。したがって、原告女性が「不知」というあり得ない虚偽証言を行っているという事実を何ら考慮することなく判決を下すのは著しく正義に反することになるはずです。

# 2: 「A が抗拒不能の状態に陥ったことを基礎付ける重要な客観的事情を被告人が認識していた以上、A が抗拒不能の状態にあると認識していたと優に推認でき、準強制わいせつの 故意に欠けることはない」とする判決文

判決内容を詳細に確認したところ、有罪と判断している理由は実質この1点のみです。その他の説明も、結局のところ、この点を根拠にして原告女性を擁護している形です。

#### 2-1 原告女性が抗拒不能の状態に陥ったことを基礎付ける重要な客観的事情とは

「性的サービスの提供を何らうかがわせていない本件店舗を初めて訪れ、ほぼ全裸に近い状態にある中、初対面の被告人と二人きりの状況下で被告人からマッサージの施術を受ける最中、明示的な承諾をすることなく本件わいせつ行為を受けた」との内容ですが、原告女性が抗拒不能の状態にあると私が認識していたとどうして優に推認できるのでしょうか?

#### 2-2 原告女性の供述が信用できる理由とは

- \*性的サービスをうたわないマッサージ店に来た女性客で被告人とは初対面
- \*被告人から強度のわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難い
- \*性的なサービスの提供を受けることを期待していたと伺わせる事情は見当たらない
- \*当初は通常のマッサージの施術範囲が判別できなかった
- \*不安感や恐怖心で直ちに抵抗や拒絶を行い得なかったことは不自然ではない
- \*性的快感を覚えたような反応は生理的な反応として生じてしまうとも考えられる
- \*性的快感を覚えたような反応はわいせつ行為への同意を直ちに意味しない
- \*迎合的な態度をとってその場をやり過ごそうとの判断は不自然とまでは言えないとの内容ですが、これらが原告女性の証言を信用できる理由になり得るのでしょうか?

#### \*あまりにも曖昧な表現ではないでしょうか?

信用できる理由として述べられている文章は、「…とも考えられる」「直ちに意味しない」に加え、「不自然とまでは言えない」という表現まで使用されています。このような極めて曖昧な理由を根拠として、絶対に冤罪ではなく100%有罪と断言して問題ないのでしょうか?

#### 2-3 判決文が述べる「重要な客観的事情」が意味を成さないことの証明

- \*性的サービスをうたわない男性施術者のアロマサロンをインターネットで検索する
- \*施術中、性的に感じていて「もっとしてほしい」と要望している姿を見せつける
- \*拒絶行動を一切取らず、「いく・いっちゃう」と満足している姿を見せつける
- \*施術後になって「同意・要望などしていない」とクレームして施術料金を踏み倒す
- \*踏み倒しが成功し、慰謝料も取ってやろうと企て、虚偽の被害届を提出する
- \*裁判では「もっとしてとか言っていない」「抗拒不能の状態だった」と主張する
- \*言い訳が難しい質問には「覚えてないです」「わからないです」とごまかす

正に原告女性が実際に行っている言動を再現した形です。すなわち、判決文にある「客観的事情・信用できる理由」は、悪意の犯罪者が簡単に満たすことができるということです。

#### \*原告女性が悪意に満ちた犯罪者ではないと判断できている理由・根拠は何ですか?

悪意の犯罪者が「客観的事情・信用できる理由」を満たす形で意図的に演出していたとすれば、間違いなく冤罪を生み出すことになるわけで、「原告女性に悪意などない」と断言でき

る理由・根拠が極めて重要なポイントになります。ですので、事実誤認がないことを合理的な 疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明していただくようにお願い致します。

#### \*正に「美人局」に該当する悪意に満ちた犯罪行為ではないでしょうか?

原告女性は、「性的快感を覚えたような態度をとった」と認めています。そして、後になってから「抗拒不能の状態だった」と主張し、500万円もの大金を申し立てている形です。すなわち、正に「美人局」に該当する悪意の犯罪行為にピッタリと当てはまっている形です。

### \*悪意の犯罪を幇助・促進することにつながるのではないでしょうか?

判決文に述べられた理論・思考回路では、悪意の犯罪を幇助・促進することになり、冤罪を無数に生み出すように思います。なぜなら、詳細は後述しますが、嘘の被害届を提出し、「もっとしてとか言ってない・抗拒不能だった」と主張し、重要ポイントで「覚えてないです・わからないです」とごまかせば、検察官も裁判官も詳細を吟味せずに証言を鵜呑みにしてくれるので簡単に大金を得られると裁判所が社会に公言している形になります。

原告女性は真実を語らずに嘘に嘘を重ねてすべてを押し通し、女の武器も活用して警察・検察・裁判所の良心を悪用していると私は感じています。ですので、社会秩序を守るという観点からも、「原告女性に悪意などない」と判断している理由・根拠を合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明していただくようにお願い致します。

# 3.判決文に述べられた「原告女性の供述が信用できる理由」に対する反証

次に、判決文に述べられた「原告女性の供述が信用できる理由」の1つ1つに対し、事実誤認を詳細に説明するとともに、原告女性に悪意があることも証明していきます。

#### 3-1「性的サービスをうたわないマッサージ店に来た女性客で被告人とは初対面」

「性的サービスをうたわないマッサージ店」「初対面」という2点は、既に説明したように、 悪意の犯罪者には何ら意味を成さず、「性的サービスを期待して訪れる女性など存在しない」と断言できる理由にもなり得ません。注目すべきなのは「男性施術者」という点です。

# 3-1-1「性的なサービスを期待して訪れる女性などいない」という間違った偏見

論告要旨も判決文も、不起訴不当を決議した検察審査会も、「性的なサービスを期待して 訪れる女性など存在しない」という偏見で作成されていると考えられます。そもそもそれが大 きな事実誤認で、男性施術者を選択しているのであれば、性的なサービスも期待して訪れている女性が大半を占めると女性心理に照らして強く推認できるはずです。

#### \*少なくとも過半数の女性が男性施術者サロンを選択肢から排除というアンケート結果

大人気サイトのアットコスメが運営するサロン紹介サイトの「アイスポット」に男性施術者に関するアンケートを依頼したことがありました。そして、私に気を遣ったり、恐らく、契約を切られたくないという想いから正確な数字は言ってくれませんでしたが、私が普段から肌で感じていた「サロン選びの段階で、少なくとも過半数の女性が男性施術者を排除しているのでは?」との質問にアイスポットは否定しませんでした。

# \*男性が肌に直接触れることに対する女性の抵抗感・不安感

男性施術者を避ける理由は、上司が女子社員の肩に触れるだけでセクハラと言われることからも、「太もも・背中・鼠径部含め、肌に直接触れるアロママッサージを男性の手でやってもらうなんて…」と抵抗を感じる女性が大半を占めることは容易に想像できるはずです。

換言すると、性的な刺激を期待していない女性は、「全く知らない初対面の男性だし、変に興奮して触ってほしくないところまで触られたら困る」といった不安感から、そもそも男性施術者によるアロマサロンの利用を避けるという女性心理が働くということです。ましてや、抗拒不能になるような女性であれば、このような心理が極めて強く働くはずです。

#### \*男性施術者サロンと女性施術者サロンを全く同じ感覚で訪れる女性など存在しない

表現を変えると、私は複数の女性から、「男性という点を全く意識しないで男性施術者サロンを訪れる女性なんていない」という話も実際に聞いていますが、男性施術者サロンと女性施術者サロンを全く同じ感覚で訪れる女性など基本的に存在しないということです。

#### \*「性的サービスをうたっているかどうか」ではなく、「男性施術者かどうか」がポイント

すなわち、性的刺激を期待していない女性は、上に説明したような抵抗感・不安感から、性的サービスをうたっている・いないに関係なく、とにかく男性施術者を避ける心理が働くということです。逆に言えば、男性施術者を自分から積極的に利用するということは、期待の大小こそあれ、男性とのふれあい・性的な刺激・男性の手で肌に直接触れてもらうことを望んでいる女性が大半を占めるということです。なお、これは机上の空論ではなく、男性施術者としての経験から実際に私が肌で感じたことです。

3-1-2「性的サービスがうたわれていないマッサージ店を訪れる客が性的刺激を求めておらず、施術の際にほぼ全裸になるのも、通常のマッサージをしてくれるものと信頼しているからであることは、論理則・経験則から当然といえる」とする判決文

3-1-1 がこの部分の反証にもなるはずですが、さらなる補足説明を以下に行います。

#### \*よく知っていて信頼している男性が相手でも抵抗を感じる女性心理

たとえば、信頼している男性の同僚と同一の部屋に 2 人で宿泊することに全く抵抗を感じませんか? その男性の同僚に「出張で疲れているだろうから、マッサージをしてあげるので下着だけになって」と要求されて全く抵抗なくそれを受け入れますか? 性的刺激を求めていないのであれば、よく知っていて信頼している男性が相手でも、肌に直接触れられることに抵抗を感じない女性など存在しないと経験則から誰もが容易に想像できるはずです。

# \*よく知らない初対面の男性が相手であればなおさら抵抗・不安を感じないはずがない

ましてや、よく知らない初対面の男性が相手であれば、ほぼ全裸で肌に直接触れられることに抵抗・不安を感じないはずはなく、大多数の女性が男性施術者サロンの利用を避けるという女性心理も、この経験則に照らして誰もが簡単に理解できるはずです。したがって、ほぼ全裸で肌への直接の接触を自分から受け入れて男性施術者サロンを訪れている女性ですから、性的刺激を求めていないと短絡的に断言できるはずがありません。

# 3-1-3「通常人が予期せぬ時に予期せぬ相手からされるわいせつ行為を許容するはずがないのも経験則で、路上であれマッサージ店であれ変わらない」とする判決文

「路上であれマッサージ店であれ変わらない」という点は正にそうだと思います。換言すれば、性的刺激を求めていない女性は、場所がどこであれ、彼氏でもない男性が肌に直接触れることを許容できず、わいせつ行為に対する不安も当然感じることから、そもそも男性施術者サロンの利用を避けるという女性心理を裁判官も理解している証拠です。

#### \*「旅先でのアバンチュール・一夜限りの恋を楽しむ」という女性心理

この女性心理を耳にしたことがある人は多いはずです。それは、開放的で非日常的という 要素に加え、会社の同僚や友達ではなく「初対面」という点もポイントです。

#### \*「初対面だからこそ今後の気まずい関係を心配する必要がない」という人間心理

旅先で出会った初対面の男性なら、望まなければ今後の付き合いは継続的に発生しません。したがって、気まずい関係になることを心配する必要がなく、普段とは違う自分で感じ

たままに行動しやすいということです。そして、マッサージ店も一夜限りの恋を楽しむ環境が整った非日常空間で、男性と出会う機会がなかったり、「おばさん扱い」されている女性にとっては特に、男性とのふれあいを気軽に楽しめる場所であり、「性的刺激を求めていない」「わいせつ行為を許容するはずがない」と短絡的に断言できるはずがありません。なお、これも机上の空論ではなく、男性施術者としての経験から実際に肌で感じたことです。

### 3-2「被告人から強度のわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難い」

既に説明したように、男性の手で直接肌に触れられることに抵抗・不安を感じることから、そもそも「男性施術者サロンを訪れるとは考え難い」というのが女性心理で、ましてや、抗拒不能になるような女性であれば、この心理が極めて強く働くはずです。すなわち、ほぼ全裸状態で太もも・腰・背中など肌に直接触れるアロママッサージを自分から男性に要望している女性であり、性的サービスを期待する女性がいたとしても全く不自然ではありません。

# 3-2-1 抗拒不能状態に陥るような女性が自分から鼠径部の施術を要望しますか?

ましてや、被害者尋問でも証言しているように、原告女性は鼠径部の施術を自分から要望しているのです。「リンパを流してほしかった」と説明していますが、自分の手が届くので自分で流せる場所です。何より鼠径部は、陰部に隣接する非常に敏感な場所として一般的にも広く知られ、胸や陰部と同じく、触られることに女性が特に強く抵抗を感じる部位です。

にもかかわらず、よく知らない初対面の男性に対し、性的にも感じやすい鼠径部への接触を自分から要望している女性なのですから、「被告人から強度のわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難い」と単純に断言できるはずはなく、明らかに事実誤認です。

#### 3-2-2「覚えてないです」と何かごまかしたい時の定番のセリフで回答している原告女性

私は一貫して、「施術開始から胸周辺までの施術で、身体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらす・もっと奥まで触ってほしいと足を大きく開くなど、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。このような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべての客に対する施術姿勢だったと断言できる」と証言しています。

一方、原告女性は被害者尋問で、「鼠径部をもまれるときとかに自然と声が出るようなことは特になかったですか?」との質問に、それまでは断言形で証言していましたが「ないと思います」と曖昧に回答し、「鼠径部以外の時でも声が出たりということはなかったですか?」に対

しては「覚えてないです」と証言しています。すなわち、民事訴訟での「不知」という虚偽証言 と同種の言葉でここでもごまかしているということです。

#### \*覚えている・覚えていないといった話ではありません

マッサージ中に吐息や喘ぎ声が漏れるといった状況は、通常発生しない特殊なことです。 したがって、性的に感じることなどなかったのであれば、「全くなかったです」と即答で完全否 定できるはずで、覚えている・覚えていないといった話ではありません。

#### \*嘘を付いてごまかそうとする姿勢が原告女性に染みついている証拠

さらに補足すれば、「覚えてないです」と説明する状況にもかかわらず、鼠径部に対しては 「ないと思います」と否定できているのも明らかに矛盾しています。すなわち、嘘を付いてごま かそうとする悪意の姿勢が原告女性に染みついている証拠です。

# \*「記憶にございません」と同種の明らかなごまかし証言

政治家などの「記憶にございません」という発言を聞いて、「覚えていないなんてあり得ない」と感じた経験を国民の大多数が持っているはずです。すなわち、覚えている・覚えていないといった話ではないのに「覚えてないです」とごまかすということは、「何か不都合なことを隠している」と強く推認できるわけで、私が説明した通り、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていたという合理的推論が成り立つ形となります。

#### \*この明らかに悪意を感じざるを得ない原告女性の証言に一切触れようとしない判決文

不思議なのが、「覚えてないです」という原告女性の証言に判決文が一切触れていないことです。この誰もが簡単に気付く不自然な証言に一切触れず、「強度のわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難い」と主張するのは明らかに不合理と誰もが感じるはずです。

# 3-3 「性的なサービスの提供を受けることを期待していたと伺わせる事情は見当たらない」 3-2 の説明内容がこの主張に対する反証にもなるはずですが、さらに補足します。

#### 3-3-1「感じている姿を見られるのはとても恥ずかしい」という女性の羞恥心

施術中に「そこはくすぐったいので結構です」と告げてくる女性客も実際にいましたが、性 的刺激を求めていないのにマッサージ中に感じてしまうなら、恥ずかしさはさらに増大し、感 じてしまっていることを絶対に悟られないように隠そうとするのが女性心理です。すなわち、 彼氏でもない初対面の男性に対し、恥ずかしさを全く感じることなく、性的に感じている姿を 平気で見せ続ける女性など存在せず、これを否定する人は皆無のはずです。

#### \*抗拒不能ではなかったことを示す性的なサービス提供を期待していた証拠

したがって、このような状況は性的刺激を求めていなければ絶対に発生せず、同意・要望していると理解できる明白な証拠です。そして、「胸周辺まではすごくリラックスしていた」との証言から抗拒不能状態になかったことも明らかで、「性的なサービスの提供を受けることを期待していたと伺わせる事情は見当たらない」との主張は事実誤認と言うほかありません。

# 3-4 「当初は通常のマッサージの施術範囲が判別できなかった」

「信用できる理由」になるはずはなく、むしろ、「信用性がない証拠」です。

#### 3-4-1 望んでいないのであれば、施術範囲かどうかは重要ポイントになり得ない

「施術範囲」という言葉から「施術であれば許容できる」と理解できますが、明らかに事実 誤認です。なぜなら、胸・乳首・陰部などを触られることは、施術に限らずどんな場面でも、望 んでいなければ絶対に許容できるはずがありません。すなわち、「施術だったら胸・乳首・陰 部を触られても全く構わない」なんて考える女性など存在しないということです。

#### \*施術範囲かどうかを確認するために乳首への接触を待つという不自然な行動

すなわち、「施術であっても嫌なものは嫌」と無条件に拒絶されるものであり、施術範囲は 重要ポイントになり得ません。さらには、原告女性は「徐々に乳首に近づいてきていることが 分かった」とも証言しており、乳首を触られると予期していながら、どうして接触を待つのでしょうか?施術範囲を確認するために、どんな場面でも許容できない乳首への接触をわざわ ざ実行させるのでしょうか?そんなことはあり得ず、乳首への接触を予期できたという抗拒 不能になる前の段階で、「そこは結構です」と言わないのは明らかに不自然です。

#### 3-4-2 乳首への接触を意図的に待ちながら、接触されたら抗拒不能になるという不自然さ

施術範囲の確認のために乳首への接触を待っていたとすれば、乳首への接触があった 時点でどうするつもりだったのでしょうか?どうして拒絶反応が全くないのでしょうか?

# \*原告女性にとって最も好ましい結果は何なのかを考えてみてください

乳首への接触を待つ理由は、乳首に触れてほしいという要望の気持ちによるものか、乳 首に触れた事実を作りたいという意図によるものか、この2点しか考えられないはずです。 なお、常識的に考えて、「どこ触ってるのよ!」との怒りのクレームに備えて待っていたという可能性はあり得ません。なぜなら、原告女性にとって絶対に避けたい最重要ポイントは「胸・乳首を触られること」で、クレームなどもむしろ避けたい部類に入る行動であり、男女を問わず、「面倒なことに巻き込まれたくない」と考えるのが人間心理です。

そして、抗拒不能になる前の乳首に近づいてきていると認識できた段階で「そこは結構です」と告げれば、最重要ポイントの乳首への接触を回避でき、クレーム行動も回避できるわけで、原告女性にとって最も好ましい結果を導くことができる形になります。

# \*原告女性にとって乳首への接触を待つ必要があった理由

この最も好ましい結果を導くのではなく、どんな場面でも絶対に許容できない乳首への接触をわざわざ待つ理由があるとすれば、「乳首などを触られたことを理由とした施術料金の踏み倒し」という悪意であり、こう考えると、乳首への接触をわざわざ待つという不自然な行動を矛盾なく理解できる形となります。これ以外の理由が何か思い浮かぶでしょうか?

#### 3-4-3 ほんのわずかな拒絶反応さえ一切見受けられない原告女性

原告女性は、支払い拒否という悪意の動機に加え、性的刺激も楽しんでいたと考えられます。なぜなら、胸や陰部など特に触られたくない部分を触られたり触ろうとされた場合、嫌だったのであれば、無意識的にも何らかの拒絶反応が自然と出るはずです。

しかしながら、最初に乳首への接触があった時点で、ほんのわずかな拒絶反応すら一切 見られず、陰部への接触があった時点でも皆無です。条件反射的な反応は意思でコントロ ールできるものではなく、性的刺激を要望していなければこのような状況は絶対に発生する はずがなく、すなわち、抗拒不能の状態ではなかったことも強く示す証拠です。

#### \*拒絶反応が全くない理由は、原告女性の身体が既に性的興奮状態にあったから

原告女性の「覚えてないです」との証言から、「前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていた」という合理的推論が成り立つと既に説明しました。すなわち、原告女性は既に性的興奮状態で、乳首や陰部への接触を待ち望んでいたということです。こう考えれば、条件反射的な拒絶反応さえ全くないというあり得ない状況も矛盾なく理解できます。

#### 3-4-4 原告女性が隠していた施術開始前の声掛け内容

「被告は自己の意思を明確に伝えたことはなかった・明示的に了承を得ていない」と論告要旨および判決文で繰り返し述べられていますが、最終陳述でも控訴趣意書でも説明した

ように、私は施術開始前にすべての客に対して声掛けを行っていました。

被害者尋問の記録を振り返ると、「施術に入る前に、トイレの説明とか、気分が悪くなったら言ってくださいねとか、そういう説明もなかったのですか?」との質問に、原告女性は「私からは一切しゃべりませんとおっしゃっていました」と回答しており、声掛け行為があったことを覚えている証拠です。なお、客に変な気を遣わせないため、「私からは特に話しかけませんので寝ていただいても構いません」と伝えていた形です。

#### \*「そこは結構です」と告げても被告は逆上などしないと理解していた原告女性

そして重要なのが、「力が強過ぎる・弱過ぎるとか、そこは結構です・そこをもっとしてほしいなど、何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」という内容も伝えていたことです。すなわち、「そこは結構です」と告げても私が逆上しないと原告女性は理解していたのです。

# \*心地良い施術を受けるための重要ポイントを覚えていないはずはない

ある意味どうでもいい「話しかけない」という点を覚えていて、力の強弱や希望部位など、 心地良い施術のための重要点を覚えていないはずはありません。すなわち、「これを話すの はマズい」と感じて意図的に真実を隠したと強く推認できるはずです。

そして、この声掛け内容からも、「そこは結構です」とは告げず、どんな場面でも許容できない乳首への接触を待っている行動は明らかに不自然と誰もが理解できるはずです。

#### 3-4-5 動画の開示を拒否する検察官

この声掛け部分が記録された動画を確認すれば、この話が嘘ではないと簡単に証明されます。そこで、代理人弁護士を通じて検察官に依頼したところ、「証拠開示は第一審で行うべきであり控訴審では行っていない」と拒否しています。

#### \*「冤罪を作ってでも慣例は遵守しなければならない」とお考えなのでしょうか?

確かに「証拠開示は第一審で行うべき」というのが慣例なのかもしれませんが、その慣例 遵守と、「絶対に冤罪を生み出してはならない」という大原則と、どちらに重きを置いておられ るのでしょうか?通常人の誰もが「著しく正義に反する行動」と感じるはずです。

#### 3-4-6 この声掛け内容が正しいかどうかを原告女性に確認すべき

最終陳述で「なぜこの声掛け内容を隠したのか、この法廷の場でご本人から説明していただきたい」とお願いしましたが、どうして原告女性に確認しないのでしょうか?

# \*確認することなしに判決を下せるはずがない原告女性の不自然な行動

原告女性は、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもと怖くて抵抗できなかった」といった主旨の証言をしていますが、「そこは結構ですなどお気軽に声を掛けて下さい」と施術前に説明を受けていたのであれば、命の危険など一切感じることなく、「そこは結構です」と簡単に言えるはずです。そして、そう告げるだけで、乳首への接触を回避でき、クレームする必要も回避できるわけで、「そこは結構です」と言わないことは常識的にあり得ません。

#### :\*抗拒不能の状態にはなり得ないことも示す極めて重要な証拠

さらには、私が逆上などしないと理解していたということは、命の危険を感じて抗拒不能になるといった状況にはなり得ないことを示す極めて重要な証拠です。したがって、「絶対に冤罪を生み出してはならない」という大原則に基づき、私が行っていたこの声掛けに関して、原告女性に確認することなく判決を下すことなどできないはずです。

#### \*もし原告女性が声掛け内容を否定するなら右京警察に確認すれば済むこと

「施術開始前にそんな話は絶対に聞いていない」と原告女性が声掛け内容を否定するなら、右京警察に確認すれば済むことです。なぜなら、右京警察はすべての動画を詳細に確認していると述べており、すべての客に対し私が上述内容で説明していることが即時証明されるはずです。すなわち、新たにゼロから捜査する必要などなく、裁判所主導で右京警察に確認するだけというごく簡単な作業で得られる極めて重要な証拠ということです。

#### 3-4-7 そもそも、刑事裁判における立証責任は専ら検察官にあるはず

既に説明したように、声掛け内容に関係する動画開示を検察官が拒否しています。換言すれば、検察官は私が嘘を付いていると立証できていないわけで、「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さいと原告女性は伝えられていた」と即時に事実認定されるべきです。

#### \*検察官が有罪を決定する権限者になってしまうのでは?

無罪を示唆する証拠開示を検察官が拒否すれば、有罪にしたい検察官にとって都合の 悪い証拠を意図的に隠蔽していると理解できてしまいます。そして、裁判所がその行為に 対して見て見ぬふりをすれば、正に検察官の思い通りに事が運ぶこととなってしまいます。

そんなことは当然あってはならず、裁判所の存在意義さえ問われることになるはずです。 したがって、「疑わしきは罰せず」の大原則に基づき、即時事実認定するか、裁判所主導で 原告女性に即時確認が行われるべきで、そうでないと著しく正義に反するはずです。

#### 3-5「不安感や恐怖心で直ちに抵抗や拒絶を行い得なかったことは不自然ではない」

「不自然である」と単純に否定できる話であり、信用できる理由になり得ません。さらには、 この点に関連して原告女性の不自然で矛盾した言動が無数に発生しています。

# 3-5-1 抗拒不能ではなかったことを証明する「キスを避けるために顔を背けた」という証言

「顔を背ける程度の抵抗をすることができたことについても、わいせつ行為そのものに対して抵抗し得なかったことと何ら矛盾するものではない」と一審の判決文に述べられていますが、全く理論的ではなく説得力がありません。常識的に考えて、口へのキスに抵抗できるのであれば、乳首へのキスにも抵抗できないはずはなく、誰もが強く疑問を感じるはずです。

# \*命の危険など感じていないからこそできる行動~抗拒不能ではなかったことの証拠

「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもしれないと怖くて抵抗できなかった」といった証言から考えて、そのような恐怖を本当に感じていたのであれば、命をかけて顔を背けての抵抗などできるはずはありません。したがって、抵抗できているということは、命の危険など感じていなかったという明らかな証拠です。そして、命の危険など感じていなかったということは、抗拒不能ではなかったことを示す明白な証拠です。

#### \*ロへのキスに抵抗しながら陰部へのキスに抵抗しないという明らかな矛盾

陰部へのキスは足を閉じるだけで不可能となり、顔を背けて口へのキスを避けるのと同様にごく簡単な行動ですが、なぜか足を閉じて抵抗していません。この不自然で矛盾した行動に対し、「何ら矛盾するものではない」と理解する人は常識的に考えて皆無のはずです。

# 3-5-2「抗拒不能の状態」に関して明らかに理論破綻している京都地検の主張

論告要旨で京都地検は「キスをされるのではないかなどという嫌悪感から顔を背けた」という証言に追随し、「被告人の顔から逃れるために顔を左側に背けて右肩を浮かせたり、顔を被告人の方に向かせられそうになって抵抗したりしたものと見ることができる」と説明しています。すなわち、抗拒不能と主張しながら、この行動を抵抗として認識し、抵抗できる状態にあったと認めているわけで、明らかに理論破綻しています。

#### 3-5-3 口へのキスには抵抗し、乳首・陰部には抵抗しないという奇異な状況の発生理由

「キス以外は何でもやって下さいと依頼してきた女性もいた」と被告人質問で説明しましたが、彼氏でもない初対面の男性との一夜限りの恋といった場合、唇は非常に神聖な場所といった女性心理が存在し、愛のない口へのキスは絶対に嫌という女性が多く、一般的にも

広く知られる女性の典型的な割り切り方です。そして、法の番人という立場にある人であれば、この種の女心が存在することを当然把握しているはずです。

# \*ロへのキスは嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいたと考えれば不自然さが解消

変に抵抗したら命が危ないと抗拒不能だったのであれば、口へのキスに命をかけて抵抗できるはずはありません。したがって、真実は、彼氏でもない男との口へのキスは本当に嫌で嫌で仕方がなく、命の危険も感じていないから抵抗した。そして、乳首や陰部は望んでいなければ絶対に触らせる場所ではなく、もっとしてほしいから抵抗しなかったということです。そして、口へのキスには抵抗し、乳首・陰部へのキスには抵抗せずに受け入れるというこのような奇異な行動は、愛のない口へのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいたと考える以外に矛盾なく理解できる術はないはずです。

# 3-5-4 紙ショーツを脱がせることにも協力して明らかに要望を示している原告女性

原告女性は「協力などしていない」と否定していますが、これも明らかに虚偽証言です。

# \*「命の危険を感じて仕方なく協力した」といった行動ではないことの証拠

京都地検は、「ことさらに被害者が自分から腰を上げて協力する状況は認められないため、被害者が紙ショーツを脱がされるのを協力した旨の被告人供述は、その事実とあわない」と論告要旨で述べています。そして、原告女性への確認なしに検察官がこのような主張をできるはずはありません。すなわち、「命の危険を感じていて仕方なく協力した」といった行動ではなく、「協力などしていない」と原告女性自身が証言しているということです。

#### \*紙ショーツは協力がなければスムーズに脱がせることは不可能

しかしながら、理論的に考えて、尻から体重がかかっている状態では、無理矢理引っ張るようにしなければ脱がすことは不可能です。そして、動画にはほんの数秒でスムーズに完了できている様子が記録されており、原告女性が自分から尻を上げて協力していなければ実現できないことは明らかであり、ここでも嘘を付いてごまかしているということです。

#### 3-6「性的快感を覚えたような反応は生理的な反応として生じてしまうとも考えられる」

これも「正に性的快感を楽しんでいた様子」と単純に否定できますし、「愛のない口へのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいた」としか考えられない状況です。

# 3-6-1 原告女性と全く話をしていない加藤治子氏の過度に一般化された証言

「いく」との言葉は同意を意味しないと主張するため、論告要旨も判決文も「陰部を触られ続けたら性的に感じるのは当然」といった加藤治子証人の説明を繰り返し活用しています。 しかしながら、証人は原告女性と全く話をしておらず、実際の状況にもあてはめておらず、正に印象操作です。すなわち、口へのキスを避けるために抵抗したものと認識していながら、抗拒不能だったと強引に主張した上でこのように証言させている形です。

#### \*そもそも疑問を感じるべきは、触らせていること自体が不自然という点

そもそも見るべきポイントがずれており、疑問を感じるべきは「なぜ触らせているのか」という点です。既に指摘したように、乳首に近づいてきていることを認識しながら、施術であろうと絶対に許容できない乳首への接触をどうして待っているのでしょうか?また、口へのキスに顔を背けて抵抗できるのに、陰部へのキスに足を閉じて抵抗しないばかりか、紙ショーツを脱がせることに協力までするなど、愛のない口へのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいたと考えるしかこのような奇異な行動は説明がつきません。

#### 3-6-2 認定されるべきは動画から認定できる事実関係

最近は、防犯カメラやドライブレコーダーなどに記録された動画が犯罪の取り締まりに大活躍していますが、この事案も現場で何が起こっていたかを正確に把握できる動画が残されています。したがって、原告女性が同意・要望していたか、抗拒不能状態だったかどうかは、この動画から認定できる事実関係に基づいて具体的に認定されるべきです。

#### \*机上の理論だけで判決を下す姿勢で本当に問題はないのでしょうか?

しかしながら、私が無罪と考えている理由・根拠に一切触れず、見て見ぬふりに終始していることから考えても、動画の内容に触れることを意図的に避けているとしか思えません。

換言すれば、動画という証拠があるにもかかわらず、机上の理論だけで有罪判決を下そうとするのは、正直なところ、裁判所の姿勢としてあり得ないと感じざるを得ません。

#### \*原告女性の主張は本当のことなのか・嘘の作り話なのか誰も判断できない話ばかり

原告女性の主張は何とでも言える話ばかりです。だからこそ、なおさら、真実を見極める ために原告女性の現場での実際の言動に注目し、私が実際に目にしていた状況に基づい て詳細に分析しなければならないはずです。しかしながら、率直に申し上げて、原告女性の 話を否定するものを意図的にすべて排除しているようにしか思えない状況です。

# 3-7「性的快感を覚えたような反応はわいせつ行為への同意を直ちに意味しない」

これも、「同意・要望して性的快感を楽しんでいた様子」と単純に否定できますし、同意・要望していたと理解するほかない言動が無数に見受けられます。それらをこの上告趣意書の最後の24の部分で時系列順にまとめていますので、有罪判決を下すのであれば、通常人の誰もが疑いを差し挟まない形で確信できるように反証していただくようにお願い致します。

#### 3-8「迎合的な態度をとってその場をやり過ごそうとの判断は不自然とまでは言えない」

「不自然とまでは言えない」との表現から、「疑問を感じざるを得ない」と裁判所も感じていることを推認でき、「原告女性の供述が信用できる理由」としてふさわしくないはずです。むしる、極めて信用できない理由として挙げるべき点ですので、その証明として、原告女性の不自然で矛盾した言動に関する事実誤認ついて再度詳細に説明します。

#### 3-8-1「いく」という言葉は早くわいせつ行為が終わることの期待とする常軌を逸した主張

「いく」という言葉は、早くわいせつ被害が終わることを期待する被害者心理から発せられることとしてあり得ると論告要旨で繰り返し述べ、「被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」との原告女性の供述に対し、「その供述内容自体に殊更な虚偽や誇張を疑わせるような不自然な点はない」と一審の判決文で述べられています。しかしながら、どうしてこのような結論に達するのか理解不能です。

# \*「挿入される前の段階で性的に激しく感じている姿を見せなさい」とアドバイスしますか?

なぜなら、「強姦に遭遇した際のアドバイスセミナー」といった講習会に講師として参加したとして、『挿入される前の段階で「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を見せれば、男は挿入することなく行為を止めて立ち去る可能性が高く、早く終わらせる行動としてぜひ実行しなさい』と検察官・裁判官は胸を張ってアドバイスするのですか?こんなアドバイスをすれば、参加しているすべての女性が「この人バカじゃないの?そんなことしたら、もっとしてほしいと求めているように理解されて間違いなく挿入されちゃうじゃん」と強く批判するはずです。

#### \*早くわいせつ被害が終わることを期待したものとする被害者尋問での証言詳細

これも「原告女性の証言は明らかに不自然」と誰もが簡単に気付くはずですが、論告要旨でも判決文でも、見て見ぬふりをするように一切触れることを避けています。

その証言内容は、「そういう態度をとって、もっとエスカレートしないかとか、最後までされてしまうんじゃないかとか、そういう不安はなかったのですか?」との質問に、「早くわいせつ被害が終わることを期待して」との供述から考えると、「不安など全くなかったです」という回答になるはずですが、「わからないです」とここでもあり得ないごまかし証言を行っています。

# \*性欲を持ち合わせている男性なら、射精することなく行為をやめるなどあり得ない

さらには、「どうして感じている態度をとれば、早く終わってもらえることになるんですか?」には「今まで私が経験した男性はそうでした」と答え、「男性が射精する、しないにかかわらずということですか?」に「はい」と答えており、原告女性が「いく」状態になれば、複数の男性が射精していなくてもいつもすぐに行為をやめていたとの説明です。しかしながら、女性に対して性欲を持ち合わせている男性であれば、女性が「いった」から行為をやめるなどあり得ず、原告女性はここでも嘘の作り話をしていると通常人の誰もが感じるはずです。

#### \*男の性的興奮度を高めて自分から挿入を導こうとしている原告女性の行動

挿入されてしまった場合、「いった」フリをして男性の興奮度を高め、早く射精させて終わらせようとする女性が稀にいるという話を私も聞いたことがあります。しかしながら、挿入されてしまう前に「感じているフリ・いったフリ」をする女性など存在するはずがありません。

なぜなら、「いったフリ」など激しく感じている姿を見せれば、男性の射精・挿入欲求が高まるのは男女を問わず誰もが認識している一般常識です。すなわち、「性的快感を覚えているかのような態度」を見せても男の行為が早く終わることなどあり得ず、逆に男の興奮度をさらに高めて自分から挿入を導こうとする全く正反対の行動ということです。

#### \*原告女性が「わからないです」とごまかすしかできなかった理由

挿入される前に「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を見せれば、自分から挿入を導くことになり、性的刺激を求めていない女性がそんなことをするはずはありません。しかしながが、原告女性は自分がそのように行動してしまっており、一夜限りの恋を楽しんでいた事実を認めるわけにもいかず、「わからないです」とごまかすしかできなかったということです。

判決文に述べられた「重要な客観的事情」及び「信用できる理由」のすべてに反証しました。次に、「抗拒不能」に関してさらなる説明を加え、「抗拒不能の状態に陥ったことを基礎付ける重要な客観的事情」という机上の理論だけで判断できるはずがないことを説明します。

# 4.「抗拒不能」に関する様々な角度からの補足説明

代理人弁護士の事務所を初めて訪れた際、私は「抗拒不能ってどういう意味ですか?」と 質問し、その回答を受けて、「マッサージを受けていてどうして抵抗できない状態になるんで すか?そもそも、抗拒不能といった言葉自体、私は初めて聞きました」と話したことを覚えて います。そして、これが「抗拒不能」と聞いた時の心境を嘘偽りなく表現した言葉です。です ので、「抗拒不能の状態にあると認識していたと優に推認できる」との主張は明らかに間違 いと断言でき、私は本当に嘘など付いておりません。

#### 4-1「抗拒不能の状態になっている」と認識できる状況のイメージ

女性が抵抗できない状況に陥っていると私が認識できるとすれば、

「恐怖から何もできず、条件反射的にガタガタ震え、身体を縮こまらせてじっとしているだけ」 強姦されるといった場面であれば、

「ガタガタ震えることに加え、条件反射的に涙が流れ、悲しみや苦痛で自然と顔もゆがむ」 といったイメージで、恐らく、通常人の大多数が同じ感覚だと思います。そして、原告女性が このような様子だったのであれば、抵抗していなくても明らかに拒絶していると優に認識でき たはずで、この段階ですぐに中止していたと断言できます。

#### \*抗拒不能状態のイメージとは全くかけ離れている原告女性の様子

しかしながら、原告女性が「覚えてないです」とごまかしている胸周辺に至るまでの施術を含め、身体をくねらせたり、吐息やあえぎ声を漏らしたり、紙ショーツを脱がせることにも協力し、挿入されてしまう前の段階で「いく・いっちゃう」と発するなど、条件反射的な拒絶反応さえ一切見受けられず、同意・要望していないことを伺わせる挙動は一切ありません。

すなわち、私が認識していたのは、上述した抗拒不能状態のイメージとは全く異なり、性的快感を楽しんでいるとしか思えない原告女性の姿です。したがって、当然同意している、むしろ性的なサービスに満足してくれていると考えるのが普通であり、「同意していない・抗拒不能の状態」との考えが思い浮かぶことなど、常識的に考えてあり得ないはずです。

#### 4-2 原告女性自身による「性的快感を覚えているかのような態度をとった」という証言

そもそも、「早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」と原告 女性自信が証言し、満足している姿を見せていたと認めているのです。したがって、「わいせ つ行為に同意していない可能性について思い至らなかったとは到底考え難い」という判決文 の説明は、原告女性による実際の言動を無視した不合理な主張と言うほかありません。

#### \*抗拒不能状態にある女性としてあり得ない原告女性の言動

「極めて強い恐怖を感じると声を出せなくなる・何もできなくなる」といった話をよく聞きますが、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ない」と抗拒不能状態の女性であれば、怖くて何もできず、思考回路も働かず、じっとしているだけの状態に陥るのではないでしょうか?

そもそも、「身体を触られたくない」というのが最重要ポイントのはずなのに、自分から積極的に身体を触らせ、見られるのが恥ずかしいはずの性的に激しく感じている姿を自分から積極的に見せ、怖くて声を出せない状態とは全く異なり、「いく・いっちゃう」と声を出しているなんて、抗拒不能状態とは明らかに矛盾していると通常人の誰もが感じるはずです。

# \*この状況を目にして、どうして有罪判決を下せるのでしょうか?

常識的に考えて、公平な目を持つ大多数の人が「抗拒不能の状態とは到底思えない」と 理解するはずで、実際、詳細は後述しますが、女性検事が「無罪はほぼ 100%に近い」と述 べ、女性刑事が「現場マンションで今後もマッサージを続けたら?」と発言しているのです。

このような状況に対して有罪判決を下すことなどできないはずです。それとも、「明らかに 抗拒不能の状態」と理解する人が 99.9%以上占めると本当にお考えなのでしょうか?

#### 4-3「性的快感を覚えているかのような態度をとった」という証言が最初に出てきた場面

朝日放送の番組で報道されていましたが、「寝ているフリをしていたのではないのですか?」と女性検事から嘘を指摘された場面です。すなわち、性的に激しく感じている姿を女性検事から指摘され、とにかく表面的であろうと取り繕うため、「早く終わらせるために感じているフリをしていたんです」と嘘に嘘を重ねるという悪意に満ちた行動に出たということです。

#### \*原告女性が嘘に嘘を重ねたと強く推認できる証拠

既に説明しましたが、被害者尋問で「そういう態度をとって、もっとエスカレートしないかとか、最後までされてしまうんじゃないかとか、そういう不安はなかったのですか?」との質問に「わからないです」と回答しているのがその証拠です。すなわち、明らかに矛盾していることに気付き、結局、「わからないです」とごまかすしかない状況に陥ったということです。

そして、この女性検事は、このような原告女性の取って付けたごまかし証言を鵜呑みにできるはずはなく、「無罪はほぼ 100%に近い」と不起訴にしたのは当然の合理的判断です。

# 4-4「水着姿と同様の姿を見られること」と「わいせつ行為を受けること」との比較

原告女性は「ほぼ全裸状態で逃げられないと思った」と供述していますが、紙ショーツ・ブラを身に付け、ある意味、水着姿と同様です。常識的に考えて、「水着姿と同様の姿を見られること」と「わいせつ行為を受けること」とを比較して、避けたいのはどちらでしょうか?

入浴中に火災が発生すれば、裸だからといって逃げ出さないはずはなく、バスタオルを巻いてとにかく逃げ出すはずです。そして、一般的なサイズよりはるかに大きなバスタオルを巻いて施術を受けていたのですから、それをそのまま巻いて逃げ出せばいい話です。

#### \*わいせつ行為の許容を選択する女性が存在するでしょうか?

原告女性にとっては、水着姿と同様の姿を見られたくないことの重要度が極めて高く、わいせつ行為の許容を選んだのでしょうか?「水着姿と同様の姿を見られるくらいなら、わいせつ行為を受け入れて、満足している姿を見せて早く終わらせよう」なんて考えるでしょうか? そんな考えが思い浮かぶ女性が存在するとは到底考えられないはずです。

# \*施術開始前の説明のように「そこは結構です」と告げればすべてが解決

そもそも、根本部分に戻りますが、「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と伝えられていたのですから、その選択肢を選ばないのは明らかに不自然です。既に説明しましたが、乳首に近づいてきていることを認識した抗拒不能の状態になる前に「そこは結構です」と告げれば、わいせつ行為を回避でき、支払い拒否のクレームも回避できるわけで、この最も好ましい結果を導こうとしないのは不合理と言うほかありません。

# \*裸を見られることは何ら問題なく、性的刺激を強く求めていたのではないですか?

条件反射的に胸を隠すといった拒絶反応もなく、足を閉じることなく陰部へのキスも受け入れており、裸を見られることに何ら抵抗を感じていないと理解できます。また、紙ショーツを脱がせることに協力までしているのですから、常識的に考えて、「原告女性は性的刺激を強く求めている」とこの様子を目にした通常人のすべてが理解するはずです。

#### 5.京都地検が「同意の誤信により無罪はほぼ 100%に近い状態」と判断していた事実

朝日放送で報道されていましたが(録画動画あり)、原告女性も把握しているように、京都 地検の女性検事は、「もっとしてとか言っていない・無断動画撮影」という点も把握した上で、 「同意の誤信により無罪はほぼ 100%に近い状態」と発言し、実際に不起訴となっています。 すなわち、動画の内容を確認しただけでなく、原告と被告の主張をすべて確認した上での 京都地検の総意として、「同意の誤信により不起訴」と判断していた形です。

#### \*京都地検が「起訴」という100%正反対の判断を下すに至った根拠が不明

不自然で信じ難いのが、「同意の誤信により無罪はほぼ 100%に近い」と判断していた事案を、京都地検はどうして「100%有罪」と判断して起訴したのかという点です。なぜなら、有罪を示す何か決定的な証拠が新たに出てこなければ、このような正反対の判断を下すことなどできないはずです。しかしながら、京都地検の主張には、新たな決定的証拠といったものは一切見当たらず、「抗拒不能」という言葉を強引に繰り返しているのみです。

# 6.「現場マンションで今後もマッサージを続けたら」との右京警察の女性刑事からの提案

原告女性は法廷の場で「被告が今後もマッサージを続けようとしているのが許せない」といった主旨の発言を行っていましたが、右京警察で取り調べを担当した女性刑事は、原告女性の主張とは正反対の提案を私に投げかけていました。

# 6-1「無罪」と判断しているとしか考えられない右京警察の女性刑事からの提案内容

私は処分保留で釈放される数日前、「今日は取り調べということではなく、話をするために来てもらった」と呼び出されました。その話とは、「あのマンションをどうしても出ないといけないの?そのまま住み続ける選択肢はないの?生きていくためには生活費を稼がないといけないからマッサージを続けたら?資格を取得しているし、通常のマッサージで終えていた人にもリピーターがいたんだから、しっかりとした技術を間違いなく身に付けているはずなので、それを活かして生活費を稼いでいったら?」という内容です。

#### \*「性欲にまかせた行為ではない」と判断できたからこその提案

すなわち、マッサージに関連して逮捕した人間に対し、現場マンションで今後もマッサージを続けるように勧めており、通常は絶対に考えられない内容です。このように提案した理由は、「無罪はほぼ 100%に近い」と表現した女性検事と同意見であることに加え、「すべての動画を詳細に調べている」とも述べていたことから、「性欲にまかせた行為ではない」と判断できたからこその提案としか考えられません。また、実際の取り調べでは「お前またやるやろ。こういうやつは繰り返すんや」と述べていたことから、「性欲にまかせた行為ではないことから再犯といった概念さえ発生しない」と理解できたからこその提案と合理的に推認できます。

# \*これが虚偽の作り話ではないことを証明するのは簡単なこと

確認すればすぐにバレる嘘など付くはずがなく、この女性刑事に確認すれば、虚偽の作り話ではないと簡単に証明されることです。表現を変えれば、嘘とバレれば「被告の証言に信憑性はない」という証明になるわけで、そんな嘘を絶対に付くはずがありません。

# 6-2 施術前の声掛け内容と合わせて右京警察に確認するだけで得られる重要証拠

「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」という施術開始前の声掛け及び女性刑事のこの提案は、「原告女性は同意していた・抗拒不能状態ではなかった」ことを示唆する重要証拠であり、裁判所主導で女性刑事に確認を行わない選択肢はないはずです。

# \*「追加証拠は認めない」というのが裁判で一番大切なルールではないはず

検察官や裁判官が自分の足を使って真実を明らかにするというドラマもありましたが、「10 人の真犯人を逃すとも 1 人の無辜を罰するなかれ」という大原則に基づき、判決を下す前に 聞く耳を持ってこの女性刑事に確認しないのは著しく正義に反すると私は思います。

# 7.原告女性の代理人弁護士でさえ同意の誤信が発生する可能性を認めていた事実

控訴趣意書にもコピーを添付したように、朝日放送の番組で当時の原告女性の代理人弁護士は、「動画だけを見たら同意のあるなしを判断するのはちょっと難しいかなという印象」と述べています。すなわち、原告女性の代理人弁護士でさえ、「同意はなかった」とは断言できず、「同意の誤信など発生していないと断言できない状況」と認めていたのです。

したがって、女性検事・女性刑事に加えて代理人弁護士でさえこのように発言する状況に対し、「同意の誤信などなかった」と短絡的に主張するのは不合理と言うほかありません。

# 8.これらの事実だけでも無罪と判断しなければならない証拠になるのでは?

犯罪を取り締まる立場の女性検事・女性刑事が女性目線で見て、「無罪はほぼ 100%に近い」「現場マンションで今後もマッサージを続けたら?」とここまで踏み込んで発言している事実は、強い説得力を持つ証拠のはずです。さらには、原告女性を擁護する立場の代理人弁護士でさえ同意の誤信が発生する可能性を認めているのです。すなわち、健全な社会常識に照らして、通常人の誰もが同様に理解すると強く推認できるわけで、「抗拒不能だった・同意の誤信など発生していない」と考える人は、たとえ存在したとしても極めて少数ということ

になるはずです。したがって、「疑わしきは罰せず」「絶対に冤罪を生み出さない」という大原 則に基づき、無罪判決を下す方向で考えるのがごく自然の流れのはずです。

# 9.施術後の様子も原告女性が一夜限りの恋を楽しんでいたと強く推認できる証拠

施術後の様子も、原告女性が一夜限りの恋を楽しんでいたと強く推認できる証拠として繰り返し指摘しましたが、なぜか論告要旨でも判決文でも一切触れることを避けています。

#### 9-1 施術後にショックを受けている様子など全く伺えない原告女性

最終陳述でも説明し、控訴趣意書にコピーも添付しましたが、第1回公判が行われた 2021 年9月16日付の朝日新聞デジタルで原告女性は、「やめてくださいと言いたかった が、室内には被告と自分しかいない。抵抗したら命が危ないかもしれない。台所には包丁も あるはずと、恐怖で声を出せなかった。40分ほど耐え続けた」と説明しています。

#### \*被害者尋問での様子とは全く異なる原告女性

すなわち、他に誰もいない密室で、変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもといった恐怖の中、わいせつ行為を 40 分も耐え続けたという話が真実であれば、精神的な疲労は極限状態で、茫然自失といった状態になるはずです。ましてや、話している内容を聞き取れないくらいに被害者尋問で激しく涙を流していたことから考えて、感情を抑え切れずに極めて表に出やすい女性のはずですが、施術後にそのような様子は全く見受けられません。

# \*むしろ、満足しておしゃれを楽しむ余裕まで伺える原告女性

そして、何事もなかったようにごく普通に着替えを行い、ネックレスなどを非常に長い時間をかけて身に着けようとしており、むしろ、少なくとも6回も「いく」ことができて満足し、おしゃれを楽しむ余裕まで伺えます。すなわち、命の危険を感じながらわいせつ行為を40分も耐え続けた女性とは到底思えない様子で、正に愛のない口へのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいたからこそ発生する状況と通常人の誰もが感じるはずです。

# 9-2 施術後に「私はそんなはしたない女じゃない」といった女心が発生した可能性について

私は京都地検での取り調べの際、『施術中は気持ち良くてもっとしてほしいと思ったけど、 施術後に「私はそんなはしたない女じゃない」といった女心が発生し、そんな自分を肯定する ために支払い拒否という行動に出た』との仮説を説明しました。そして、「施術後であっても そんな不快感を与えたのであれば申し訳なかったと思います」とも述べ、それに対して検察 官は、「そういった気持ちはいつまでも持ち続けて下さい」と答えていました。しかしながら、 後悔している様子など全く伺えず、一夜限りの恋を楽しんでいたとしか考えられません。

# 10.悪意があるとしか考えられない原告女性の言動の数々

さらなる補足として、原告女性の悪意に満ちた言動を以下に説明します。

#### 10-1「どこに同意があると思ったのか」と明らかに矛盾した説明を行っている原告女性

原告女性は、被害届で嘘を付いた理由として「自分が受け入れていると思われるのがすごく嫌だった」と説明する一方、2021 年 9 月 16 日付の朝日新聞デジタルでは「どこに同意があると思ったのか。3 年以上経っても許せず、腹立たしさが増すばかり」と説明しており、明らかに矛盾しています。なぜなら、このように説明するということは、「あの状況を目にして同意していると理解する人など皆無」と考えているわけで、「受け入れていると思われるのが嫌」との考えが頭に浮かぶはずはなく、被害届で嘘を付く必要など全くないはずです。

# 10-2 平気で二枚舌まで使っている原告女性

すなわち、「いく・いっちゃう」と激しく感じている様子を動画で確認している人には「受け入れていると思われるのが嫌だった」と説明し、動画を確認していない人には「どこに同意があると思ったのか」と印象操作している形です。このように、原告女性は平気で二枚舌を使っており、常識的に考えて、こんな人は全く信用できないと通常人の誰もが感じるはずです。

# 10-3 自分の行動を顧みようとする姿勢が全くない原告女性

「同意の誤信により無罪はほぼ 100%に近い」との女性検事の発言を聞いておきながら、「どこに同意があると思ったのか」と主張するのは理解不能です。したがって、原告女性は、聞く耳を全く持たず、自分の行動を顧みる姿勢も全く持ち合わせていない証明です。

# 10-4「本当にあったことを全てこの裁判で全部述べたい」と宣誓直後にもごまかし証言

被害者尋問で自分から積極的にこの宣誓を行った直後も、原告女性は「覚えてないです」「わからないです」とごまかし証言を行い続けています。したがって、この宣誓も虚偽であり、 そんな考えは毛頭ないことの証拠です。そして、民事訴訟での「不知」というあり得ない虚偽 証言からも、嘘を付いてごまかす姿勢が染みついていると通常人の誰もが感じるはずです。

# 11.施術室での無断動画撮影に関連して

被告人質問で検察官から無断動画撮影に関する質問が多数あり、この事案と何としても 結び付けようとする意図を強く感じましたが、根本的部分から考えても明らかに異なります。 なぜなら、絶対にバレないと甘い考えで行ってしまった無断動画撮影に対し、ブラの中に 手を入れれば目でも見えれば身体でも感じることができるわけで、犯罪者心理から考えて、 そんなすぐにバレる行為を、しかも身元がバレバレの自宅で行うはずはありません。

#### \*裁判官バッジを付けている状態で痴漢をする人がいるでしょうか?

痴漢に当てはめると、会社の社員証を首から吊るしていたり、裁判官バッジを付けている 状態で痴漢をする人がいるでしょうか?また、原告女性が被害届で嘘を付いたのも、「いく・ いっちゃう」と楽しんでいた事実は絶対にバレないと考えたからで、すぐにバレると考えてい たのであれば、虚偽告訴罪に該当するような嘘など絶対に付かなかったはずです。

12.「被告人に準強制わいせつの故意があったか否かを判断するに当たり、A の抗拒不能 状態への認識の有無とは別に同意の存在を誤信したか否かを取り立てて検討する実益は ない。これと同旨の見解の下で被告人の抗拒不能状態の認識について検討し、被告人に 準強制わいせつの故意があると判断した原判決に、理由不備又は理由錯誤があるとは認 められない。原判決のこの点の説示は、事案に応じた過不足のないもので、これが抽象的 で根拠に乏しいなどとはいえない」とする判決文

正直なところ、どうしてこのような理論が成り立つのか理解できません。また、私が指摘している原告女性の不自然で矛盾した言動の数々に一切触れることなく、「過不足のないもの」「抽象的で根拠に乏しいなどとはいえない」と主張するのは全くもって不合理です。

#### 12-1「殺すつもりはなかった」といった主張をそのまま単純に受け入れるのでしょうか?

抗拒不能だったという主張は、「そんなつもりはなかった」という言い訳と同類で、「殺すつもりはなかった」「悪気はなかった」と主張すれば殺人やセクハラが許されるわけではなく、現場で実際にどのように行動していたかが重要ポイントになるはずです。

#### 12-2「自分が受け入れていると思われるのがすごく嫌だった」という原告女性の証言

これも「そんなつもりはなかった」という言い訳と同類です。そして、よくよく考えれば、「同意の誤診が発生する状況だった」と認めているからこその言葉と誰もが気付くはずです。

# 12-3 そもそも、「同意・満足している姿を見せていた」と自分で認めている原告女性

繰り返しになりますが、原告女性は「早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」と証言し、「性的快感に満足している姿を見せていた」と原告女性自身が認めているのです。にもかかわらず、同意、同意の誤信を取り立てて検討する必要はないと説明するのは、実際の状況を無視しており、不合理と言うほかありません。

13.「性的色彩の濃いもので、マッサージの施術とは全く異質であることは明らかである。そして、A が被告人の営むマッサージ店を初めて訪れた客で、同店が性的サービスをうたっていないことも争われていないのであるから、上述したような性質のわいせつ行為に A が同意することは想定し難いといえる」とする判決文

率直に申し上げて、既に説明した女性心理などを一切考慮することなく、狭い視野の個人的な偏見に基づいての主張と言わざるを得ないように思います。また、「絶対に冤罪を生み出してはならない」という大原則に基づいての主張とは到底思えません。

# 13-1「想定し難い」と断言する理由・根拠は何でしょうか?

- \*性的サービスをうたわない男性施術者のアロマサロンをインターネットで検索する
- \*施術中、性的に感じていて「もっとしてほしい」と要望している姿を見せつける
- \*拒絶行動を一切取らず、「いく・いっちゃう」と満足している姿を見せつける
- \*施術後になって「同意・要望などしていない」とクレームして施術料金を踏み倒す
- \*踏み倒しが成功し、慰謝料も取ってやろうと企て、虚偽の被害届を提出する
- \*法廷では「もっとしてとか言っていない」「抗拒不能の状態だった」などと主張する
- \*言い訳が難しい質問には「覚えてないです」「わからないです」とごまかす

既に説明しましたが、原告女性の言動は、判決文に示された「客観的事情・信用できる理由」を満たす形で悪意の犯罪行為にピッタリと当てはまっています。私が指摘している原告女性の不自然で矛盾した言動に一切触れることなく、どのような理由・根拠から美人局に該当する犯罪ではないと断言できているのでしょうか?事実誤認などしていないことを合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明していただくようにお願い致します。

14.「性的快感をうかがわせる反応を示した事情についても合理的な説明がなされているから、信用性が高い。この原審証言により、Aが抗拒不能状態にあったことが認められ、抗拒不能の者がわいせつ行為への有効な同意をなすことは不可能であるから、同意がなかったことも当然に認められる」「本件わいせつ行為の状況が、抵抗できなかった旨の A の原審証言に矛盾せず、むしろ整合的」とする判決文

原告女性の「性的快感をうかがわせる反応」に関する供述を「合理的」「整合的」と理解するのであれば、人間心理や一般常識を全く理解していないと言うほかないように思います。

「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を見せれば、男性の性的興奮度が高まることは誰もが知る一般常識です。そして、早く終わらせることと逆行し、男の性的興奮度をさらに高める行動であり、常識的に考えて、そんなことをする女性が存在するとは考えられません。このような誰もが知る一般常識を否定し、このあり得ない行動を合理的・整合的と断言する理由・根拠について、通常人の誰もが納得できるように説明をお願い致します。

15.「性的サービスを提供することを表示せず、A が初対面の客であったことなど、抗拒不能 状態の認定を基礎づける事情について認識していたのであるから、被告人も A が抗拒不 能でわいせつ行為に同意していないことを認識していたと解するのが相当」とする判決文

裁判所がこのような机上の理論だけで短絡的に断言してしまっても本当に問題ないのでしょうか?性的サービスの非表示・初対面・抗拒不能の状態に陥ったことを基礎づける客観的事情という点も、悪意に満ちた犯罪行為に対して何ら意味を成しません。ですので、私が無罪と考えている理由・根拠に一切触れることなく、どのようにして悪意の犯罪と区別できての判断なのか、事実誤認していないことを明確に説明していただくようにお願い致します。

16.「わいせつ行為時において A が抗拒不能状態であったとの認定がなされれば、有効な 同意がないことが導かれる論理構造にあるから、端的に抗拒不能か否かを証拠に照らして 判断すればよく、黙示の同意の有無を独立して判断する実益はない」とする判決文

判決文にある「抗拒不能の状態に陥ったことを基礎づける客観的事情」は悪意で簡単に満たすことができ、原告女性の言動は悪意の犯罪行為にピッタリと当てはまっています。

また、「原告女性の言動から考えて、黙示の同意をしていたと考えるのが合理的で、抗拒不能状態ではなかったと強く推認できる」といった思考回路も持つべきではないでしょうか? そうでなければ、悪意に満ちた犯罪を幇助・促進することにつながるはずです。

#### \*もっとしてほしい時でも「もっとして」とは言わないのが経験則

最終陳述でも述べたように、「もっとして」との言葉を発するのは女性にとってとても恥ずかしいことで、もっとしてほしい時でも「もっとして」とは言わないのが経験則です。すなわち、この種の言葉を発したことがない女性の方がはるかに多いことは、男女を問わず誰もが認識している一般常識です。したがって、性的な事柄を分析する際に「黙示の同意」を排除するのは、事実誤認を生み出す可能性という観点からも絶対に避けるべきだと思います。

# 17.「明示の同意をしていないと認識していたから故意に欠けることはない」とする判決文

既に説明したように、私は後難を回避するため、施術前の声掛けで「そこは結構ですなど お気軽に声をかけて下さい」とすべての客に対して明示的に伝えていました。すなわち、原 告女性は、「そこは結構です」と告げても私は逆上などしないと理解していたことになります。 したがって、「変に抵抗したら命が危ないと抗拒不能だった」というのは嘘ということです。

この点を原告女性に確認せずに判決を下しても全く問題ないとお考えなのでしょうか?判決に大きな影響を与える事実誤認など絶対に発生していないと断言できるのでしょうか?「証拠という形で提出されていない」という状況であれば、冤罪を生み出す危険性のある重要な証拠であったとしても、単純に無視して良いとお考えなのでしょうか?そのような姿勢は、あまりにも著しく正義に反すると国民の大多数が感じるはずです。

私の証言が嘘の作り話ではないことは、基本的に原告女性に確認すれば済むことです。 仮に原告女性が民事訴訟のように「不知」と否定したとしても、新たに捜査する必要など全く なく、裁判所主導で右京警察に確認作業を行うだけで簡単に証明されることです。

18.「抗拒不能の状態にあることを基礎づける事情を認識しており、その事情はわいせつ行為中も継続しており、Aが明示的にわいせつ行為を拒絶せず、性的快感を覚えたような反応をしたことによって、抗拒不能でなくなったと認識すべき事情にはならない」とする判決文

繰り返しになりますが、「抗拒不能の状態にあることを基礎づける事情」は、悪意の犯罪者

に何ら意味を成しませんし、実際、原告女性の言動が悪意の犯罪行為にピッタリと当てはまっています。したがって、「原告女性に悪意などない」と断言できる理由・根拠が極めて重要なポイントになりますので、事実誤認がないことを合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明していただくようにお願い致します。

19.「リピート客さえいたのであって、同意がないにもかかわらず、被告人が本件わいせつ行為に及ぶはずがないなどと主張する。しかし、過去に、被害申告を受けたことがないことが、直ちに、女性客が同意していたことを意味するものではないし、仮に被告人がわいせつ行為をした後にリピートした別の客がいたとしても、A はそのようにリピート客ではなく、A の同意や同意がある旨の被告人の誤信を基礎づける事情とはいえない」とする判決文

私は一貫して、「施術開始から胸周辺までの施術で、身体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらす・もっと奥まで触ってほしいと足を大きく開くなど、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。このような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべての客に対する施術姿勢だったと断言できる」と証言しています。すなわち、これがこの事案の根幹部分ですが、どうして一切触れることを避けているのでしょうか?

#### \*この私の証言が正しいと強く推認できる原告女性のごまかし証言

一方、既に説明したように、原告女性は被害者尋問で、覚えている・覚えていないといった話ではないのに「覚えてないです」とごまかしの証言をしており、私の説明の通り、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていたと強く推認できるはずです。この部分に触れることを避けて原告女性の同意を否定するのは明らかに不合理ですので、この根幹部分に関する裁判所の見解を明確に説明していただくようにお願い致します。

# 19-1「女性客が同意していたことを意味するものではない」に関して

このように主張するのであれば、なぜ余罪捜査の調書を提出するように京都地検へ命令 しないのでしょうか?その内容を確認すれば、同意していたかどうかが明確になるわけで、 曖昧な状況を解消して真実を追求しようとしない姿勢が不思議と感じざるを得ません。

#### 19-2「リピート客」に関して

リピート客に関しては、性的刺激を求めて訪れる女性が数多くいたことを示す証拠で、「初対面」を理由として「許容するとは考え難い」と事実誤認していることを証明している形です。

# 20.「性的サービスを提供しようとして拒絶された経験がある」との事実を曲げた主張

京都地検は「これまで客からわいせつ行為の明示的承諾を得たことがなかったというのであるから、承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」と論告要旨で他の客と関連付けて主張していますが、そうであれば、余罪捜査の調書を「直接の関連性がない」として提出を拒否するのは矛盾しています。また。余罪捜査を行ったにもかかわらず、「承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」と説明するのは理解に苦しみます。

さらには、検察官は都合が良いように証言を切り取り、判決文も事実を正確に説明していないこの主張を単純に踏襲してしまっており、あり得ない事実誤認が発生しています。

# 20-1 被告人質問での証言内容が事実を捻じ曲げて説明されている詳細内容

被告人質問で「やめてほしいとかいう形はなかった」「明確に嫌がられたことはなかった」と 説明したように、もっとしてほしい気持ちに羞恥心も併存するのが女心で、その恥ずかしさが 出て「そこは結構です」と女性が申し出たものです。すなわち、「どこ触ってんのよ」と怒って嫌 がった拒絶など一度もなく、「もっとしてほしいけど感じている姿を見られるのは恥ずかしい」 との羞恥心から、「そこは結構です」と吐息を漏らしながら恥ずかしそうに告げてきた形です。 換言すれば、「もっとしてほしいけど恥ずかしいからやっぱりやめておこう」という行動です。

#### \*私は事実を隠すことなく正直に話しているのです

私は、「そこは結構です」と言われた経験があることも隠さず正直に話しているのです。一方、原告女性は、「覚えてないです」「わからないです」とごまかし、民事訴訟でも「不知」という虚偽証言を行い、あらゆる場面で事実を隠し、嘘を付いてごまかす姿勢に終始しています。そんな原告女性を擁護し、私が正直に話している内容を切り取って事実を捻じ曲げて主張するなど、著しく正義に反し、もはや裁判として成り立っていないと感じざるを得ません。

# 21.「A から詰問を受けると、代金請求を放棄して事態を糊塗しようとしたとみるべきで、同意の錯誤など準強制わいせつの故意を阻却する事情は認められない」とする判決文

控訴趣意書でも詳細を説明しましたが、私は本当に真実を正直に話しています。そして、 私は真実を知っているので、裁判官の説明は明らかに間違いで、偏見に基づいただけの主 張であり、真実を見極めようとする意識が全くないと断言できてしまう形です。 換言すれば、「裁判官は原告・被告から判決を下される立場にもある」という話を耳にしたことがありますが、真実を知る者に対し、公平な目を持たずに何の根拠もなく主張すれば、不合理な主張を無理矢理に行っていることがバレバレになるわけで、この主張も、どんな手を使ってでも有罪にするという姿勢だからこそ生まれてくる主張と感じざるを得ません。

#### 21-1 一審の判決文および論告要旨に述べられた内容

「今日はお代はいいですなどと返答してそれ以上支払を求めることがなかったことからも 裏付けられている」と判決文に述べられているほか、論告要旨では、私が説明した名古屋方 面からの女性の話について、「後知恵による作り話と見るのが自然」と述べています。

# \*京都地検はしつかりと事実確認した上で主張すべき

京都地検は、被告作成のリストの中にある「平安神宮近くのホテル」に宿泊していた 2017 年 8 月 2 日の客を調べて下さい。また、過去の支払い拒否に関する右京警察での取り調べの際、「間違いなく悪意があった」と名古屋からの客について話した記憶があり、右京警察にも確認して下さい。言うまでもなく、検察官という立場にある人間が、何の根拠もなく全くの想像で都合の良いように話を作るなど、絶対に許されないはずです。

#### \*悪意のある人間と話をしても時間の無駄

本質部分になりますが、私は被告人質問で、「パンツを脱がせることに協力して、あれだけ感じていたのに、どうしてクレームされるんだろうと思いました」と説明しました。すなわち、私は原告女性に対して「悪意のある人間」と感じたわけで、名古屋方面からの客と同じく、そんな人間と話をしても時間の無駄と感じて無料にしたのです。

#### \*人間心理から考えて、ごく普通の行動のはずです

街中を歩いている時、相手からぶつかってきたにもかかわらず、「何ぶつかってきてんねん」と因縁をつけてくれば、内心では「お前がぶつかってきたんやろ」と感じても、それを口には出さす、「ごめんなさい」と告げて立ち去る人が多いはずです。それは、悪意のある人間と理性的な会話が成立するはずもなく、時間の無駄と理解しているからです。すなわち、無料にしたことは、悪意のある者に対する人間心理から考えてごく普通の行動のはずです。

#### \*この証言が嘘ではないことは原告女性の証言が証明しています

そもそも、原告女性は「被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」と証言しているのです。すなわち、私の目には、性的快感に満足

している原告女性の姿が映っていたわけで、「あれだけ感じていたのに、どうしてクレームされるんだろうと思いました」という説明に整合しており、嘘の作り話ではないと原告女性の証言が証明している形です。したがって、「代金請求を放棄して事態を糊塗しようとしたとみるべき」という主張は、全体の状況を正確に分析せず、人間心理も一切検討せずに断言している形であり、全くもって不合理と言わざるを得ないように思います。

#### 21-2 原告女性の証言の真偽を再度検討すべきではないでしょうか?

たとえば、「早く終わらせるために性的快感を覚えているかのような態度をとった」というような行動が本当にあり得るのかを再度検討すべきだと思います。早く終わらせる行動として、挿入される前の段階で、「いく・いっちゃう」と性的に激しく感じている姿を見せつけるといった女性が存在すると本当にお考えなのでしょうか?「原告女性のこの行動は全く不自然ではない」と通常人の 99.9%が理解すると本当にお考えなのでしょうか?裁判官として「絶対に事実誤認などしていない」と国民に向けて胸を張って本当に断言できるのでしょうか?

# 22.支払い拒否という行動に対しても見るべきポイントがずれている判決文

「わいせつ行為が終わって着替えるなどした後の状況は、わいせつ行為を受けていた前記状況と全く異なっているのであるから、被告人に対して代金支払を拒絶するなどの対応をとったとしても、わいせつ行為を受けた後の被害者の心理状態に照らして不自然などということはできない」と判決文に述べられています。しかしながら、ここでも見るべきポイントがずれており、現場の状況を正確に分析できていないという事実誤認が発生しています。

#### 22-1 施術後も「他に誰もいない密室・変に抵抗したら命が危ない」という状況は変化なし

なぜなら、論告要旨では「個室に 2 人きりだったので、もし抵抗とかして逆上されたり、最 悪殺されたりすることを想像して、怖くて抵抗できなかった」との証言を確認でき、第1回公判 が行われた 2021 年 9 月 16 日付の朝日新聞デジタルでは、「やめてくださいと言いたかった が、室内には被告と自分しかいない。抵抗したら命が危ないかもしれない。台所には包丁も あるはずと、恐怖で声を出せなかった。40 分ほど耐え続けた」と原告女性が説明していま す。すなわち、ポイントは「他に誰もいない密室」「変に抵抗したら命が危ないという恐怖」の2 点になりますが、説明するまでもなく、施術後もこの状況は何も変わっていません。 これに対して判決文は、「着替えるなどした後の状況を全く異なる」と表現していることから、「服を着ている・着ていない」をポイントとして捉えていることになります。しかしながら、 殴られたり刺されたりせずに逃げ切れるかどうかは服の着用とは全く関係ありません。

#### \*検察官および裁判官への質問

そこで、検察官および裁判官にぜひ回答していただきたい質問が、 コンビニ店員として働いていた際にコンビニ強盗に襲われた場合を想定して、 「お前いつもこんなことやっているのか?お前に渡す金などない!」といったように、強盗を 刺激するような言葉まで投げかけながら相手に戦いに臨むのでしょうか?

### \*これができるのであれば、そもそも抗拒不能といった状態になるはずがありません

変に抵抗したら命が危ないかもしれないといった恐怖を感じているのであれば、服を着ているからといってそんな行動は絶対に取らず、この場からなんとか逃げ出せないかという点だけを考えて行動するはずです。そもそも、変に抵抗したら命が危ないという恐怖の中でこのような行動ができる人であれば、抗拒不能といった状態になるはずがありません。

# \*検察官および裁判官へのさらなる質問

「このバンジージャンプを飛べば5千円進呈!ただし、5%の確率でロープが切れます」 言うまでもなく、5千円程度のお金のために、命の危険を感じる世界に自分から飛び込む人 など基本的に存在するはずがありませんが、検察官・裁判官は、服を着ているからといっ て、こんなバンジージャンプに命をかけてチャレンジするのでしょうか?

#### 22-2 命の危険など感じておらず、抗拒不能ではなかったことの明白な証拠

したがって、このような支払い拒否は、変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないといった恐怖を感じていないからこそできる行動ということです。そして、そんな恐怖を感じていなかったということは、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないと声を出せなかった」という証言も取って付けた嘘ということです。さらには、そんな恐怖を感じていなかったということは、抗拒不能といった状態にはなかったことを証明する明らかな証拠です。

通常人の誰もがこのように感じると思いますが、裁判官は、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないと声を出せなかった」という人が、服を着れば命の危険を感じなくなり、攻撃的な言葉まで投げ掛けながら戦いに臨むと本当にお考えなのでしょうか?この判決文の説明に通常人の誰もが何ら疑問を差し挟むことなく納得すると本当にお考えなのでしょうか?

# 22-3 そもそも支払いを拒否する理由など何もない原告女性

胸周辺に至るまでの施術を前戯の愛撫のように感じていたという私の証言に対し、原告女性は「覚えてないです」というあり得ない証言でごまかし、口へのキスに抵抗しながら乳首・陰部へのキスは受け入れ、紙ショーツを脱がすことに協力までしており、愛のない口へのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しむ際の典型的な女性の割り切り方です。

#### \*自分から挿入まで導こうとしている原告女性

そして、挿入される前に「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を見せても早く終わるはずなどなく、逆に男の射精・挿入欲求を高めることになるのは誰もが知る一般常識です。

# \*施術後におしゃれまで楽しむ様子が伺える原告女性

さらには、施術後にショックを受けている様子も全く見受けられず、少なくとも 6 回も「いった」満足感から、おしゃれまで楽しむ様子まで伺える状況です。

#### \*施術料金の踏み倒しを動機とした悪意の犯罪

このように、支払を拒否する理由など何もなく、乳首に近づいてきていると認識していながら、どんな場面でも絶対に許容できない乳首への接触を待っていたころからも、胸などを意図的に触らせて料金を踏み倒そうとする悪意の犯罪と考えれば矛盾なく話がつながります。

### 23. 痴漢を装って慰謝料をだまし取ろうとした男女が逮捕されたという事件と同類の犯罪

支払いを拒否する理由など何もないのになぜ被害届を提出したのかを分析すると、
\*少なくとも6回も「いく」ほど一夜限りの恋を楽しんでいたことが絶対にバレるはずはない
\*こういった事案は女性よりの立場で審議されることが多い

と考えて虚偽の被害届を提出した形。また、原告女性は私が無料にしたことを受けて「非を 認めていると思った」と証言していますが、料金の踏み倒しが成功し、非を認めているから慰 謝料も取ってやろうと企てた形。こう考えればすべての話が矛盾なくつながります。

# 23-1「本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後、突如として虚偽の被害 申告を決意するに至ったことをうかがわせる事情は何ら見い出せない」

この事案の本質は、支払いを拒否する理由など何もないのに支払いを拒否し、虚偽の被 害届まで提出していることから、準強制わいせつ罪ではなく、痴漢を装って和解金をだまし 取ろうとした男女が逮捕された事件と同類の犯罪です。なぜなら、施術前・施術中・施術後と あらゆる場面で発生している不自然で矛盾だらけの言動に加え、500 万円もの大金を申し立てており、この種の悪意に満ちた犯罪と合理的に説明できる証拠が揃っています。

#### \*論告要旨で「金銭の要求に及んだこともない」と誤った主張をしている京都地検

原告女性の証言が信用できる理由として、京都地検は論告要旨で「金銭の要求に及んでいない」と主張しており、この種の事案は金銭を目的とした犯罪の可能性があり得ると当然のことながら理解しているということです。そして、実際には、原告女性は 500 万円もの大金を 2022 年 3 月に申し立てており、論告要旨で虚偽説明が行われているということです。

#### \*痴漢偽装と同種の犯罪の可能性に京都地検も気付いているはず

逆に言えば、「金銭の要求に及んでいることから原告女性の証言は信用できない」との理論が成り立ち、痴漢偽装と同種の犯罪の可能性に今や京都地検も気付いているはずです。

# \*通常人の誰もが納得するように説明して下さい

ですので、繰り返しになりますが、「原告女性に悪意などない」と断言できる理由・根拠が極めて重要なポイントになりますので、事実誤認がないことを合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで明確に説明していただくようにお願い致します。

# 24.無数に発生している原告女性の不自然で矛盾した言動に対し、「通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得る」と本当にお考えなのでしょうか?

原告女性に悪意があるとしか考えられないことの証明として、これまで説明してきた原告 女性の不自然で矛盾した言動を時系列順に再度まとめ、このような状況はあらゆる場面で 嘘を付いてごまかしていなければ絶対に発生しないことを説明します。

#### 24-1 施術開始前

#### \*「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と施術開始前に伝えていた点

12ページの3-4-4で説明したように、この施術開始前の声掛けにより、「そこは結構です」と告げても私が逆上などしないと原告女性は理解していたということです。したがって、「変に抵抗したら命が危ないと恐怖を感じて抗拒不能の状態だった」というのは嘘と言うほかありません。換言すれば、「変に抵抗したら命が危ないと恐怖を感じて抗拒不能の状態だった」という状況にはなり得ないことを示す極めて重要な証拠ということです。

そこで、原告女性に直接確認するように最終陳述で求めましたが、裁判所主導で確認は行われていません。また、13ページの3-4-5で説明したように、有罪を証明すべき検察官にこの部分の動画開示を求めましたが拒否しています。「施術開始前に説明を受けていたのに、そこは結構ですとどうして告げなかったのですか?」という点を確認することなしに有罪判決を下しても、「絶対に冤罪を生み出してはならない」という大原則に反しないと本当にお考えなのでしょうか?通常人の誰もが「著しく正義に反する」と感じるはずです。

もし原告女性が、被害者尋問での「覚えてないです」や民事訴訟での「不知」と同様の言葉でごまかしても、「すべての動画を詳細に確認している」と述べていた右京警察に裁判所主導で確認すれば、嘘の作り話ではないと即時証明されることです。

#### 24-2 施術開始から胸周辺までの施術

# \*前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていた点

右京警察及び京都地検での取り調べから一貫している私のこの主張に対し、9ページの3-2-2で説明したように、原告女性は被害者尋問で「覚えてないです」とごまかしています。すなわち、覚えている・覚えていないといった話ではないのに「覚えてないです」と発言するということは、何か不都合なことを隠しているとしか考えられず、私の説明の通り、「前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていた」との合理的推論が成り立ちます。

一方、論告要旨でも判決文でも、「同意していた、少なくとも同意の誤信が発生する状況 だった」と私が一貫して説明している根幹部分にもかかわらず、また、「覚えてないです」との 証言は明らかに不自然と誰もが簡単に気付くはずなのに一切触れることを避けており、この ような形で有罪判決を下すのは「著しく正義に反する」と通常人の誰もが感じるはずです。

#### \*乳首に近づいてきていると認識していながら乳首への接触を待つという不自然な行動

判決文では、原告女性の証言が信用できる理由の 1 つとして、「当初は通常のマッサージの施術範囲が判別できなかった」と説明しています。しかしながら、11 ページの 3-4-1 で説明したように、「施術であっても嫌なものは嫌」と無条件に拒絶されるものであり、絶対に避けたい最重要ポイントであるはずなのに、意図的に乳首を触らせるなんて常識的に考えてあり得ません。すなわち、乳首への接触を予期できたという抗拒不能になる前の段階で、私が施術開始前に伝えた通り、「そこは結構です」と告げないのは明らかに不自然です。

# 24-3 ブラジャーの中に手を入れた後の状況

# \*ほんのわずかな拒絶反応さえ一切見受けられない点

12ページの 3-4-3 で説明したように、嫌で嫌で仕方がなければ、条件反射的にも何らかの拒絶反応が自然と出るはずです。しかしながら、乳首への接触があった時点でほんのわずかな拒絶反応すら一切見受けられず、陰部に接触があった時点でも皆無です。条件反射的な行動は意思でコントロールできず、性的刺激を望んでいなければ、このような状況は絶対に発生しません。また、命の危険を感じれば、条件反射的に誰もがガタガタ震えたり涙が流れたりするはずですが、そんな様子も全く伺えず、「抗拒不能」を強く否定する証拠です。

そして、原告女性が「覚えてないです」とごまかしている胸周辺までの施術において、「前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていた」と説明しましたが、「原告女性の身体は既に性的興奮状態にあり、乳首や陰部への接触を待っていた」と合理的に推論でき、ほんのわずかな拒絶反応さえ見られないことの理由として符合する形です。

一方、判決文では、「抗拒不能状態への認識の有無とは別に同意の存在を誤信したか否かを取り立てて検討する実益はない」「抗拒不能か否かを証拠に照らして判断すればよく、黙示の同意の有無を独立して判断する実益はない」と抗拒不能状態を強引に主張するのみです。そして、その根拠も、不合理で不自然な原告女性の実際の言動に一切目を向けず、悪意の犯罪者が簡単に満たすことができる「抗拒不能の状態に陥ったことを基礎付ける重要な客観的事情」という机上の理論で無理矢理に主張している形です。このような形で有罪判決を下すのは「著しく正義に反する」と通常人の誰もが感じるはずです。

# \*ロへのキスには顔を背けて抵抗し、陰部へのキスには足を閉じて抵抗していない点

15ページの3-5-3でも説明したように、一夜限りの恋といった場合、彼氏でもない男性との口へのキスは絶対に嫌と考える女性が多く、一般的にも広く知られる典型的な割り切り方です。そして、乳首のキスには抵抗せず、口へのキスには顔を背けて抵抗し、陰部へのキスには足を閉じて抵抗しないという奇異な状況は、この典型的な割り切り方で一夜限りの恋を楽しんでいたとしか合理的に説明できる術がありません。

また、原告女性は「変に抵抗したら命が危ないかも」という恐怖を主張していますが、ロへのキスに抵抗できているということは、命の危険など感じていなかったことの証明であり、命の危険を感じていなかったということは、抗拒不能の状態でもなかったことの証明です。

一方、判決文では「顔を背ける程度の抵抗をすることができたことについても、わいせつ 行為そのものに対して抵抗し得なかったことと何ら矛盾するものではない」と全く理論的では ない説明のみです。この説明に納得できる人など、常識的に考えて皆無のはずです。

# \*「紙ショーツを脱がせることに協力などしていない」とここでも嘘を付いている点

16ページの3-5-4でも説明しましたが、尻から体重がかかっている状態では、無理矢理引っ張るようにしなければ脱がすことは不可能です。そして、動画にはほんの数秒でスムーズに完了できている様子が記録されており、原告女性が自分から尻を上げて協力していなければ実現できないことは誰にでも簡単に理解できることです。すなわち、原告女性は「協力などしていない」とここでも嘘を付いているということです。そして、協力するということは要望を示しているわけで、これも抗拒不能ではなかったことを示す証拠です。

# \*挿入される前の段階で「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を見せつけている点

原告女性は「被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」と説明し、論告要旨では「いくという言葉は、早くわいせつ被害が終わることを期待する被害者心理から発せられることとしてあり得る」と主張し、判決文では「迎合的な態度をとってその場をやり過ごそうとの判断は不自然とまでは言えない」と主張しています。

しかしながら、18 ページの 3-8-1 で詳細に説明したように、常軌を逸した発言と言うほかありません。なぜなら、「いく・いっちゃう」と性的に激しく感じている姿を見せれば、男の射精・挿入欲求がさらに高まるのは男女を問わず誰もが知る一般常識です。すなわち、早く終わることなどあり得ず、男の射精・挿入欲求を高める全く正反対の行動です。そもそも、「不自然とまでは言えない」という表現から、裁判官も疑問を感じているのは明らかです。また、原告女性のこのような常軌を逸した説明を京都地検の女性検察官も鵜呑みにできるはずはなく、「無罪はほぼ 100%に近い」と不起訴にしたのは当然の合理的な判断と言えます。

# \*「どうして早く終わることになるのか」との質問に「わからないです」とごまかしている点

性的刺激を求めていないのに、男性の性的興奮度を高める行動を取る女性など存在するはずがありません。しかしながら、原告女性は自分がそのように行動してしまっており、愛のないロへのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいた事実を認めるわけにもいかず、18 ページの 3-8-1 の中でも説明したように、結局のところ、「わからないです」とごまかすしかできない状況に陥ったと合理的に推認できます。

一方、論告要旨でも判決文でも、誰もが簡単に気付くはずのこの不自然な証言に一切触 れようとしておらず、公正な目で判断しようとしているとは到底思えません。

#### 24-4 施術終了後

#### \*全くショックを受けておらず、ごく普通に着替え、おしゃれまで楽しむ原告女性

25 ページの 9-1 で説明しましたが、命の危険を感じながら 40 分もわいせつ行為を耐え続けたのであれば、精神的疲労は極限状態で、茫然自失といった状態になるはずですが、そんな様子は一切見受けられません。話している内容を聞き取れないほど被害者尋問で泣き崩れていたことから、感情を抑えきれずに極めて表に出やすい女性のはずですが、そんな様子は一切見受けられません。したがって、通常人の誰もが「命の危険を感じながら 40 分もわいせつ行為を耐え続けた女性とは到底思えない」と強く矛盾を感じるはずです。

一方、論告要旨でも判決文でも、誰もが疑問に感じないはずはない原告女性の施術後の 様子について一切触れず、公正な目で判断しようとしているとは到底思えません。

# 24-5 支払いを拒否するという行動

#### \*状況は何も変わっていないのに支払いを拒否できている点

34 ページの 22-1 で説明しましたが、施術後も「他に誰もいない密室・変に抵抗したら命が危ない」という状況は何も変わっていません。また、服を着ているからといって、命の危険を感じる世界に自分から飛び込む人など存在せず、そもそも、こんな行動ができるのであれば、抗拒不能といった状態になるはずがなく、人間心理として矛盾しています。

#### \*「いつもこんなことをしているのか」と攻撃的な態度まで取っている点

35ページの 22-2 で説明したように、命の危険を感じる世界に自分から飛び込み、相手を刺激する言葉まで投げかける人など存在するはずがありません。このような行動は、命の危険を感じていないからこそできるわけで、「他に誰もいない密室で変に抵抗したら命が危ない」という証言も嘘ということになり、抗拒不能だったというのも嘘の作り話ということです。

#### 24-6 検事・刑事という立場にある女性が女性の目で見て「無罪」と判断していた事実

私は自分にとって都合が良いように団子理屈をこねまわすことなど一切行っておりません。そんなことをしても全く説得力がありませんし、かえって印象が悪くなるだけです。ですので、経験則からの合理的推論に基づき、原告女性の実際の言動から「誰がどう考えても常識的におかしい」と言えることのみを取り上げて説明しています。

そして、22ページの5から24ページの8で説明したように、京都地検の女性検事・右京警察の女性刑事という立場にある女性が女性の目で見ての判断として、「無罪はほぼ100%に近い」「現場マンションで今後もマッサージを続けたら?」と発言し、当時の原告女性の代理人弁護士でさえ同意の誤信が発生する可能性を認めているのです。常識的に考えて、私が指摘している点に対して私と同様に理解しているからこその発言としか考えられません。

# 24-7 民事訴訟における「不知」というあり得ない虚偽証言

2ページの1で説明しましたが、刑事訴訟の被害者尋問で明確に説明していた内容を、 民事訴訟では「不知」と説明することなどあり得るでしょうか?正に「犯人」が事実をごまかし たい時に行う行為であり、常識的に考えて、「嘘を付いてごまかそうという悪意がなければ絶 対に発生しない」と通常人の誰もが理解するはずです。すなわち、真摯な姿勢で裁判に臨ん でいる人にこのような虚偽証言が発生することなど絶対にあり得ず、無数に発生している不 自然で矛盾した原告女性の言動に信憑性が全くないことの証明と言うほかありません。

# 25.最後に

最終陳述でも述べましたが、施術室での無断動画撮影に関して、絶対にバレないと甘い考えで行ってしまい、深く反省しています。そして、二度と同じ過ちを繰り返さないと誓います。申し訳ありませんでした。なお、軽犯罪法違反に該当し、その刑罰は30日未満の勾留または1万円未満の科料とのこと。こんなことを言ってはなんですが、私は既に21日間勾留され、顔も名前もテレビ・ネットニュース等で広くさらされており、既に時効になったとはいえ、それ相当の罰は受けていると正直なところ感じています。

そして、この裁判は全く別の事案で、明らかに無罪と考えています。ですので、私が無罪と考えている理由・根拠について、真実を知る現場にいた当事者として、アロマセラピストとしての実際の経験も絡めながら、事実に基づき真摯に率直に説明させていただきました。

なお、京都地検での取り調べの際、「動画撮影には何かあった時の保身目的といった意図はなかったのか?」と質問され、「そういったことが頭をかすめたこともありましたが、根本的な撮影動機とは言えません」と答えていました。しかしながら、現場で起こっていた真実を語る重要証拠ですので、この動画にも触れながら説明させていただきました。

原告女性は、嘘の被害届を提出し、被害者尋問で「本当にあったことを全てこの裁判の上で全部述べたい」と自分から積極的に宣誓した直後にも「覚えてないです」「わからないです」とさらなるごまかしの虚偽証言を行い、民事訴訟でも「不知」とあり得ない虚偽証言を行っています。裁判官としてのこれまでの経験を振り返って、被害者の中にこんな人が存在したでしょうか?こんなことをする人は誰がどう考えても全く信用できないのではないでしょうか?

不思議に感じざるを得ないのが、私が無罪と考えている理由・根拠を最終陳述でも控訴趣意書でも詳細に説明したにもかかわらず、それらに一切触れるのを避けていることです。 すなわち、真実を見極めて判決文として表現するのではなく、真実に目を向けず、事実に基づかない内容で有罪を示す文章を強引に机上で作って実刑判決を下そうとしているとしか思えません。正直なところ、まるで独裁国家元首のような姿勢と感じざるを得ません。これが日本の裁判所で行われている全く通常の対応姿勢なのでしょうか?

「通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得る場合にのみ有罪認定を可能とする」というルール及び「10人の真犯人を逃すとも1人の無辜を罰するなかれ」「疑わしきは罰せず」「絶対に冤罪を生み出してはならない」という大原則に基づき、京都地検や有罪判決を下した裁判官に忖度することもなく、最高裁判所が公平な目を持って判決を下していただけると信じております。

以上